

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和8年度 公文書開示（6月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R8.4.28	R8.6.1	〇〇組合の直近の定款	20	1															産業労働局商工部調整課
2	R8.4.28	R8.6.1	〇〇組合の都が保有する直近の定款以降に認可された定款変更の「定款変更条文新旧対照表	4		1							1						（7条4号） 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局商工部調整課
3	R8.4.20	R8.6.8	カスタマーハラスメント防止対策推進事業実施要綱（令和7年2月5日付 6産労雇労第1705号）	3	1															産業労働局雇用就業部労働環境課
4	R8.4.20	R8.6.8	カスタマーハラスメント防止対策推進事業の実施に係る出えん契約書（6産労総総第1359号）に関する以下の書類 ・事業計画書（様式第2号） ・出えん金請求書（様式第1号） ・事業実績等報告書（様式第5-1号） ・事業実施状況報告書（様式第5-2号）	12		1							1						（7条4号） 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局雇用就業部労働環境課
5	R8.4.20	R8.6.8	・カスタマーハラスメント防止対策推進事業の実施に係る出えん契約書（6産労総総第1359号）に関する、再委託を行っている場合、再委託先に関して東京都の承諾を得るために提出された通知書および承諾書等の契約書に基づく文書 ・その他、本奨励金について東京都にあった情報提供・意見・提案等に関する情報等の公文書すべて					1												産業労働局雇用就業部労働環境課
6	R8.5.29	R8.6.10	秋葉原駅前都有地の活用及び秋葉原ITセンター（仮称）の創出の方針について																（2条2項2号） 本件対象公文書は、東京都公文書館に移管されており、特定歴史公文書等に該当するため。	産業労働局総務部企画調整課

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和8年度 公文書開示（6月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
7	R8.5.29	R8.6.10	秋葉原駅周辺土地地区画整理区域内の都有地（特定目的会社）の売却に関する請求である。都の募集要項は、平成13年12月に公表され、入札には「特定目的会社」も参加できる旨の記載がある。一方、〇〇と〇〇は、平成13年11月の時点で特定目的会社を設立し、有価証券報告書に「東京都の入札に参加するために設立する」と記載されている。上記の2者だけに募集要項の内容（特定目的会社が入札に参加できること）を公表前に伝えることができる何等かの法的根拠や規定を請求する。					1												産業労働局総務部企画調整課
8	R8.3.25	R8.6.12	・ 感染拡大防止協力金の不正受給件数・金額 ・ 不正受給一覧	2		1					1	1			1				（7条2号） 個人事業者の氏名を公にすることにより、特定の個人を識別することができるおそれがあるため。 （7条3号） 個人が営む事業に関する情報であり、公開することにより当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （7条6号） 都の行政運営に関する情報であり、公開することにより当該債権回収に係る交渉・争訟の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるため。	産業労働局総務部企画調整課

＜月次報告様式（新様式 令和5年4月～）＞

令和 8 年度 公文書開示（6 月決定分）

[illegible]

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和8年度 公文書開示（6月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1 0	R8.4.17	R8.6.16	・ 建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に関する協定書の締結について（6産労観振第33号） ・ 建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に係る負担金の支出について（6産労観振第239号） ・ 建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に関する協定書の締結について（7産労観振第41号） ・ 建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に係る負担金の支出について（7産労観振第282号） ・ 建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に係る事業報告書等の承認及び東京都負担額の確定について（7産労観振第428号） ・ 建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に係る負担金の精算について（7産労観振第470号） ・ プロジェクションマッピング事業の経済波及効果推計に関する業務委託（7産労観振第744号） ・ 都庁舎におけるプロジェクションマッピング運営事業の実施に関する協定書の締結について（8産労観振第33号）	126		1						1	1		1				（7条3号） 事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、当該事業者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （7条4号） 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 （7条6号） 外部には公表していない都の内部管理に関する情報であり、公にすることにより、業務と関連のない電話やメールが来る等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局観光部振興課

＜月次報告様式（新様式 令和5年4月～）＞

令和8年度 公文書開示（6月決定分）

[illegible]

＜月次報告様式（新様式 令和5年4月～）＞

令和 8 年度 公文書開示（6 月決定分）

[illegible]

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和8年度 公文書開示（6月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1 3	R8.4.24	R8.6.23	アフォーダブル住宅のファンド事業について ・各事業者の想定する家賃の設定がわかる資料 ・各事業者ごと、民間出資金の想定利回り、都の出資金の想定利回りがわかる資料 ・各事業者の想定する借入金回収のスキームについての資料	57		1						1	1		1				（7条3号） 契約当事者等の限られた一定範囲の者のみ知ることができる内部管理情報であり、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。 （7条4号） 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 （7条6号） 投資事業有限責任組合契約の契約当事者には守秘義務が課せられているところ、これを公開すれば契約違反となるほか、他の契約当事者との信頼関係を著しく害し、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	産業労働局総務部国際 金融都市推進課
1 4	R8.6.9	R8.6.29	東京都での（中小企業資金融資制度）に関する冊子・パンフ等の資料（webを含む）																（18条2項） 対象となる文書は公表されている資料のため、インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報に当たり、開示請求の対象とならない。	産業労働局金融部金融 課